

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定代理納付者の指定（2 件）【企画調整局地方創生推進室】2
- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】4
- 徴収事務の委託（2 件）【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】5
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】1 3
- 収納事務の委託【環境局総務政策部環境学習課】1 4

### ◇ 公 告

- 特定計量器の定期検査を行う指定定期検査機関の指定の申請【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】1 5

北九州市告示第 1 1 3 号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 2 4 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 7 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第114号

ふるさと北九州市応援寄附金の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定代理納付者を指定したので、北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第24条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月16日

北九州市長 北 橋 健 治

指 定 代 理 納 付 者		指 定 期 間
名 称	住 所	
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	令和元年7月1日から 令和2年3月31日まで

北九州市告示第 1 1 5 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 1 4 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 2 4 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和元年 7 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
つるどめ乳腺・大腸・肛門クリニック	北九州市小倉南区葛原東三丁目 2 番 7 号	令和元年 7 月 1 日
医療法人メイ築城内科医院	北九州市八幡東区中尾二丁目 5 番 5 号	令和元年 7 月 1 日
ホームクリニック八幡	北九州市八幡西区楠橋 6 5 番 2 号	令和元年 7 月 1 日
ゆかりアイクリニック	北九州市八幡西区折尾四丁目 8 番 1 0 - 1 0 6 号	令和元年 7 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
黒崎中央調剤薬局	北九州市八幡西区黒崎三丁目 8 番 2 6 号	令和元年 7 月 1 日

3 訪問看護ステーション等

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
T L C 訪問看護ステーション	北九州市八幡東区大蔵二丁目 4 番 3 号 1 階	令和元年 7 月 1 日

北九州市告示第 1 1 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設 の 名 称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立松ヶ江プール	松ヶ江プール運営委員会 会長 進 森太郎	北九州市門司区 大字畑 2 0 6 6 番地	令和元年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
北九州市立朽網プール	朽網プール運営委員会 会長 幾野謙治	北九州市小倉南区 区朽網東一丁目 2 番 1 3 号	
紫川河畔プール	紫川河畔体育施設運営委員会 会長 久留島慶子	北九州市小倉南区 区徳力新町一丁目 1 番 8 号	
北九州市立藤ノ元プール	藤ノ元プール運営委員会 会長 濱谷正人	北九州市若松区 今光二丁目 1 6 番 1 4 号	
北九州市立小石プール	小石プール運営委員会 会長 鹿瀬島昌弘	北九州市若松区 小石本村町 2 0 番 1 号	
大池プール	大池プール運営委員会 会長 石松 清	北九州市八幡西区 区鷹の巣二丁目 1 5 番 2 号	
北九州市立沖田プール	沖田プール運営委員会 会長 平川重信	北九州市八幡西区 区三ヶ森四丁目 4 番 1 7 号	

上津役プール	株式会社コアズ 北九州支社 支 社長 中村 純	北九州市八幡西 区黒崎城石 3 番 7 号
木屋瀬プール	木屋瀬プール運 営委員会 会長 多田和美	北九州市八幡西 区大字野面 6 1 0 番地 4
岩ヶ鼻市民プール	株式会社コアズ 北九州支社 支 社長 中村 純	北九州市八幡西 区黒崎城石 3 番 7 号
折尾プール	北九州ふよう株 式会社 代表取 締役 野田武次 郎	北九州市小倉北 区浅野二丁目 1 4 番 1 号

北九州市告示第 1 1 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立総合体育館 北九州市立若松体育館 八幡東体育館 北九州市立折尾スポーツセンター 北九州市立鞆ヶ谷競技場 高炉台球場 都島球場 北九州市立若松武道場	公益財団法人北九州市スポーツ協会 会長 高田寿一郎	北九州市八幡東区八王寺町 4 番 1 号	令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立新門司庭球場 北九州市立新門司運動場 北九州市立新門司球技場	特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ 理事長 岡村武之	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号	
北九州市民球場 三萩野球場	北九州野球株式会社 代表取締役社長 田中亮一郎	北九州市小倉北区三萩野二丁目 1 0 番 1 号	

<p>桃園球場  桃園運動場  桃園庭球場  桃園市民プール  (室内)  北九州市立大谷球場  的場池体育館  的場池球場  ひびきコスモス運動場  北九州市立若松庭球場  北九州市立若松球場  北九州市立若松球技場</p>	<p>株式会社スピナ  代表取締役 松尾利浩</p>	<p>北九州市八幡東区  平野二丁目11番1号</p>
<p>文化記念プール  文化記念公園管理棟  文化記念運動場</p>	<p>九州林産株式会社  代表取締役社長 中島 豊</p>	<p>福岡市南区野間三丁目7番20号</p>
<p>北九州市立新門司体育館  北九州市立門司体育館</p>	<p>コナミスポーツ・日本管財共同事業体 共同事業体代表者 コ</p>	<p>東京都品川区東品川四丁目10番1号</p>

<p>北九州市立小倉北 体育館 北九州市立小倉南 体育館 門司球場 北九州市立門司青 少年体育館 大里柔剣道場 北九州市立門司弓 道場 北九州市立小倉南 庭球場 北九州市立新門司 温水プール 大里プール 和布刈塩水プール</p>	<p>ナミスポーツ株 式会社 代表取 締役 落合 昭</p>		
<p>本城陸上競技場 本城運動場 本城球場</p>	<p>スポーツパーク パートナーズ本 城共同事業体 代表 日本体育 施設株式会社 九州営業所 所 長 神倉正法</p>	<p>福岡市南区大池一 丁目 2 3 番 1 5 号</p>	
<p>北九州市立浅生ス ポーツセンター</p>	<p>戸畑スポーツコ ミュニティ共同 事業体 代表 株式会社オリエ ンタルコンサル タンス北九州事 務所 所長 重</p>	<p>北九州市小倉北区 砂津二丁目 1 1 番 2 3 号</p>	

	中一人	
北九州スタジアム	株式会社ウインドシップ北九州 代表取締役 山本泰弘	北九州市小倉北区 米町二丁目2番1号
北九州市立門司庭球場 田野浦庭球場	門司庭球協会 会長 柗山幸志郎	北九州市門司区清見一丁目17番12-104号
北九州市立門司弓道場	大里弓道場会運営委員会 会長 米谷和幸	北九州市門司区大里東一丁目4番8号
北九州市立門司青少年体育館	門司青少年体育館運営委員会 委員長 吉永高敏	北九州市門司区東門司一丁目1番24号
大里柔剣道場	大里柔剣道場運営委員会 委員長 中島慎一	北九州市門司区不老町一丁目1番4号
勝山弓道場	勝山弓道場運営委員会 会長 杉原義勝	北九州市小倉北区域 城内4番
北九州市立小倉北柔剣道場	小倉北柔剣道場運営委員会 会長 倉本賢一	北九州市小倉北区 田町14番19号
三萩野体育館	特定非営利活動法人 北九州市レクリエーション協会 会長 柏木康彦	北九州市小倉北区 三萩野三丁目3番1号
三萩野庭球場	三萩野庭球場運	北九州市小倉北区

	営委員会 会長 玉木明和	三萩野三丁目3番 2号
北九州市立曾根体 育館	曾根体育館運営 委員会 会長 上村律藏	北九州市小倉南区 下曾根四丁目2番 2号
文化記念庭球場	文化記念庭球場 運営委員会 会 長 鍋島幸次	北九州市小倉南区 田原五丁目1番
北九州市立小倉南 武道場	小倉南武道場運 営委員会 会長 園田和則	北九州市小倉南区 徳力二丁目10番 1号
紫川河畔庭球場	紫川河畔体育施 設運営委員会 会長 久留島慶 子	北九州市小倉南区 徳力新町一丁目1 番8号
吉田太陽の丘庭球 場	太陽の丘公園管 理運営委員会 会長 安藤多寿	北九州市小倉南区 中吉田二丁目10 番
北九州市立城野体 育館	城野体育館運営 委員会 会長 尾崎継夫	北九州市小倉南区 八幡町3番4号 1号
北九州市立若松武 道場	若松武道場弓道 場管理委員会 会長 吉竹康年	北九州市若松区古 前一丁目1番2号
北九州市立八幡東 柔剣道場	八幡東柔剣道場 運営委員会 会 長 日名子 公	北九州市八幡東区 尾倉二丁目8番3 4号
桃園弓道場	桃園弓道場運営 委員会 会長	北九州市八幡東区 桃園三丁目1番4

	濱田 實	号
北九州市立香月スポーツセンター 香月中央庭球場 香月中央運動場	特定非営利活動法人香月・千代スポーツクラブ 会長 陣内祥充	北九州市八幡西区 香月西四丁目1番1号
北九州市立八幡西柔剣道場	八幡西柔剣道場運営委員会 会長 岡田 滋	北九州市八幡西区 則松七丁目16番45号
北九州市立黒崎体育館	黒崎体育館運営委員会 会長 平山祿祐	北九州市八幡西区 藤田四丁目1番1号
的場池弓道場	的場池弓道場運営委員会 会長 篠原邦彦	北九州市八幡西区 的場町1番2号
北九州市立城山体育館 北九州市立城山庭球場 北九州市城山球場	城山体育施設運営委員会 会長 池野憲介	北九州市八幡西区 屋敷二丁目14番1号

北九州市告示第 1 1 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、市民活動サポートセンター・ムーブサテライト印刷機の賃貸料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目 1 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日か ら令和 2 年 3 月 3 1 日 まで

北九州市告示第 1 1 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、令和元年度北九州市環境教育副読本の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年 7 月 1 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1 番 1 号	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 3 1 日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東田二丁目 5 番 7 号	令和元年 7 月 1 日から 令和 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 168 号

北九州市において計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条に定める特定計量器の定期検査を行う指定定期検査機関の指定の申請を次のとおり受け付ける。

令和元年 7 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 受付期間

令和元年 8 月 1 日から同月 30 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 受付場所

北九州市小倉北区親和町 6 番 2 号

北九州市計量検査所

3 提出書類

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 72 号）第 1 条に基づく関係書類